

審査基準及び標準処理期間整理個表

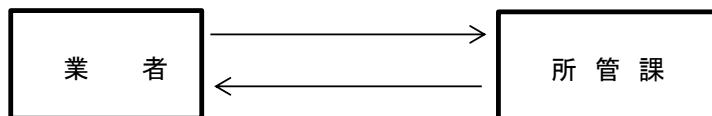
番号 32

| | | |
|------------|---|-----|
| 処 分 名 | 特別管理産業廃棄物処分業の更新の許可 | |
| 処 分 の 概 要 | 特別管理産業廃棄物処分業の更新の許可をする。 | |
| 根 拠 法 令 名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) | |
| 条 項 | 第14条の4第7項 | |
| 所 管 課 | 廃棄物対策課 | |
| 経由機関での処理期間 | なし | |
| 所管課での処理期間 | 2ヶ月 | |
| 標準処理期間 | 計 | 2ヶ月 |
| 判断基準 | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第10項の内容に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第14条の4第7項 前項の許可は、五年をくだらない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>第14条の4第10項 都道府県知事は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 2 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第10条の17 法第14条の4第10項第1号(・・・)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 1 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 廃油の処分を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であつて、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。 (2) 廃酸又は廃アルカリ(シアン化合物を含むものを除く。)の処分を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。 (3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ(・・・)又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(・・・)の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であつて、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。 (4) 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であつて、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。 (5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であつて、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。 ……。</p> | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請



更新許可

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。